

醍醐小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本方針策定の目的

いじめは、児童の心身の健やかな成長を妨げ、今後の生き方に深刻な影響を及ぼすなど、決して許される行為ではない。いじめから児童を守るために、全ての学校において、教職員がいじめの未然防止と早期発見、適切な対応に努め、児童が健やかに成長できる環境を整えていかなければならない。また、学校のみならず、家庭、地域社会、行政等との連携を図り、実効性ある防止対策を進めていく必要もある。

社会問題化しているいじめに対して、どの児童にも、どの学校でも起こりうるという共通認識の下、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を明示するとともに、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」等（平成28年10月に公布された「秋田県いじめ防止対策推進条例」、平成29年4月に改訂された「横手市いじめ防止等のための基本方針」）に基づき、醍醐小学校では、全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体でつくり上げることが目指し、家庭・地域・専門機関との連携の下、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものとする。

(2) いじめの定義と理解

①いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

したがって、いじめか否かの判断に当たっては、いじめを受けた児童の立場に立ち、心身の苦痛を感じているかを、当該児童の様子、人間関係、周囲の状況等から把握することが必要である。また、重大事態に至ったいじめについても、初期の段階では冷やかしかからかいである場合が多いことを考えると、いじめの定義に照らして認知し、早期に対応することが重要である。

②いじめの理解

「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうる」ことを認識しなくてはならない。また、いじめの背景には、二者関係だけでなく複雑な人間関係がある場合が多く、教職員はそうした関係を含めて児童理解に努める必要がある。

児童に対しては、いじめを自分たちの問題として捉え、防止等について主体的・積極的に取り組めるようにすることが重要である。その際、いじめは重大な人権侵害であり、「けんか」や「意見の対立」とは違うものであることをしっかりと認識させる。

(3) 本校のいじめの防止等の組織及び対策

- いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織（さわやか委員会）を設置し、実態の的確な把握、迅速かつ適切に対応する。

さわやか委員会

○校長	○教頭	○教務主任	○養護教諭	○生徒指導主事	○当該学級担任
外部人材				
○市教育委員会生徒指導担当		○広域スクールカウンセラー 等			

- 教職員は、発見したいじめについて速やかに組織に報告し、校内体制に基づいて対応する。
- いじめ防止等についての校内研修の実施を通して、いじめを把握した場合の対処の在り方について教職員の理解を図る。
- いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう、学校・地域（民児協）・行政（福祉）の三者による日常的な協力関係を構築する。
- いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、横手市教育委員会の指導を仰ぎつつ、必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関と連携し、適切な対処をする。

(4) いじめの早期発見

いじめの定義に照らし、認知と対処を適切に行うことが早期解決につながる。教職員の連携による組織体制の下、児童の小さな変化に気付くこと、その情報を確実に共有すること、情報に基づいて、速やかに対応することを基本とする。

については、次の3点を重点内容とする。

- ・定期的なアンケート調査や教育相談による早期発見と的確な実態把握をする。
- ・全ての児童・保護者へ周知し、児童がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える（SCへの連絡、電話相談窓口の利用）。
- ・日常的教育活動を通して、児童を観察する意識を高める。

※学校以外の相談窓口

「24時間子供SOS相談ダイヤル」(0120-0-78310)…全国統一
「いじめ緊急ホットライン」(0120-377-943)…南教育事務所
「やまびこ電話」(018-824-1212)…県警察本部少年課
「子どもの人権110番」(0120-007-110)…秋田地方法務局

(5) いじめへの対処

- ①いじめの通報等により児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、情報を共有してその後の対応を組織的に行う。その結果を教育委員会に報告するとともに、必要な措置について指導、助言、支援を得る。また、いじめが確認された場合には、複数の教職員及びスクールカウンセラー等の協力を得て、チーム体制でいじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、保護者に対する助言を行う。
- ②いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずる。また、いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、きめ細かに情報を提供して双方が事態を正しく把握するなど、必要な措置を講ずるよう努める。
- ③いじめが犯罪行為と認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し適切に対処するとともに、未然防止に向けて警察署等と連携を図るよう努める。
- ④発達障害等のある児童への指導・支援は、特別支援教育に関する校内支援委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該児童の特性に応じた対応策を講ずるよう努める。
- ⑤いじめが解消されたかどうかの判断については、「いじめに当たる行為が止んでいる期間（少なくとも3か月が目安）」、「被害児童の心身の状態（苦痛を感じていないこと）」について、本人や保護者との面談等により確認する必要がある。また、解消と判断した後も、関係児童について日常的に注意深く観察し、状況把握に努めるようにする。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 「居場所づくり」、「絆づくり」によるいじめの起きにくい学校づくり

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。その際、教師が主導して、学級・学校をどの児童にとっても心の落ち着ける場所にしていく「居場所づくり」と、児童が主体的に活動し、互いが認め合える場面を実現する「絆づくり」とを区別し、意識的・計画的に取り組むなど、予防的な生徒指導を促進する。

(2) 地域や家庭と連携した児童の社会性や豊かな心を育む体験活動の実践

- ・地域との関わり合いの中から児童の心を育てることを意図した体験活動の実施。

<活動の例>

- ①事前の学習活動
- ↓
- ②福祉施設訪問（老人とのふれあい）
- ↓
- ③事後の評価・振り返り（ボランティア精神を培う）
- ↓
- ④ボランティア活動等（長期休業中など）

(3) 児童同士の関わり合いを深める交流活動の充実

- ・異年齢集団におけるピア・サポート的な交流活動の実施。児童の人間関係づくりを促進し、自己有用感の醸成に努める学校行事の実践。
- ・児童の自発性を引き出すための異年齢交流の活動。
- ・他者とのコミュニケーションの必要性や人と関わり合うことの大切さを気付かせ、人間関係形成能力を育成するための、外部人材を活用した体験学習、ワークショップの実施。
- ・児童の居場所づくりという観点から、「分かる授業」の実践を図るとともに、児童のコミュニケーション能力を育む場としての視点を加えた話し合い活動の実践。
- ・道徳や特別活動の学習を事前・事後の指導に取り入れたネットいじめ等に関する情報モラル指導や命の教育の実践による、望ましい規範意識やコミュニケーション能力の定着。

(4) 児童のサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見の取組

- ・児童が出すサインを見逃さない「いじめサイン発見シート」を活用した積極的な観察。
- ・定期的な教育相談やチャンス相談等、児童・保護者・教職員からの情報を積極的に収集。
- ・いじめアンケートやネット利用実態調査等の調査による客観的な理解によるいじめ早期発見への積極的な取組。
- ・アンケート調査とさわやか委員会との有機的な関連による、学校のいじめ問題に対する組織的な取組の評価・改善。

3 小・中連携組織としてのいじめ対策等の推進

(1) 学区内の小・中連携をより充実させ、9年間で児童生徒を育てる組織体制の推進

- ・平鹿中学校区におけるいじめ対策等、小中連携して生徒指導を推進するための生徒指導担当者会を中核とし、各部会と連携して対応する。
- ・年3回の生徒指導担当者会を開催し、それまでの取組と活動の評価・振り返りを実施し、児童生徒のより主体的な成長を促すための見直しや検討を図る。

(2) 「横手市いじめ防止等対策事業」による活動推進

- ・地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の実践
- ・生徒会と児童会の連携による小・中交流活動の実践
- ・児童生徒同士の人間関係力を高める指導プログラムの系統的な実践

(3) 組織図

